

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当その日は、
休むがと日
の翌日)

目次
◇規則 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則

規則

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則をここに公布する。

昭和四十五年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則

(目的)

第一条 この規則は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(身分証明書の様式)

第二条 法第五条第五項（法第十一条第二項及び法第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による身分を示す証明書は、様式第一号によるものとする。

(急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可の申請)

第三条 法第七条第一項の規定による許可を受けようとする者は、急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書（様式第二号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書面を添附しなければならない。
一 行為の内容を詳細に記載した書類

二 位置図及び平面図

三 法第七条第一項第二号の施設又は工作物の設置又は改造にあつては、当該施設又は工作物の構造図

四 土地の形状を変更する行為にあつては、当該行為に係る土地の縦横断面図

五 その他知事が必要と認める書類

3 法第七条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、急傾斜地崩壊危険区域内行為変更許可申請書（様式第三号）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

4 第二項の規定は、前項の規定による申請書の提出について準用する。

(急傾斜地崩壊危険区域内行為許可標識の設置)

第四条 法第七条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為をする期間中当該行為を行なう場所に急傾斜地崩壊危険区域内行為許可標識（様式第四号）を設置しておかなければならない。ただし、知事が必要がないと認めたときは、この限りでない。

(急傾斜地崩壊危険区域内における行為の着手の届出)

第五条 法第七条第三項の規定による届出は、急傾斜地崩壊危険区域内行為着手届(様式第五号)を知事に提出してしなければならない。

2 法第七条第三項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、急傾斜地崩壊危険区域内行為着手変更届(様式第六号)を知事に提出しなければならない。

3 第三条第二項の規定は、前二項の規定による届の提出について準用する。

(急傾斜地崩壊防止工事の届出)

第六条 法第十三条第一項の規定による届出は、急傾斜地崩壊防止工事施行届(様式第七号)を知事に提出してしなければならない。

2 前項の届には、次の各号に掲げる書面を添附しなければならない。

一 工事の内容を詳細に記載した書類

二 位置図、平面図及び縦横断面図

三 急傾斜地崩壊防止施設を設置し、又は改造する場合にあつては、当該急傾斜地崩壊防止施設の構造図

四 その他知事が必要と認める書類

3 法第十三条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、急傾斜地崩壊防止工事変更届(様式第八号)を知事に提出しなければならない。

4 第二項の規定は、前項の規定による届の提出について準用する。

(完了届)

第七条 法第七条第二項の規定による許可を受けた者又は同条第三項若しくは法第十三条第一項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出

に係る行為又は工事が完了したときは、急傾斜地崩壊危険区域内行為(工事)完了届(様式第九号)を知事に提出しなければならない。

(書面の経由)

第八条 この規則の規定による書面を知事に提出しようとする者は、正副二通を当該急傾斜地崩壊危険区域を管轄する土木出張所の長を経由して提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

(表 面)

<p>右の者は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第五条第一項、第十一條第一項又は第十七條第一項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。</p> <p>年 月 日 発行</p> <p>知、事 名</p> <p>国</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 5px;">写真はりつけ欄</div> <p>第 号</p> <p>身 分 証 明 書</p> <p>住 所</p> <p>職 氏 名</p> <p>年 齢</p>
--	---

(裏 面)

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（抜粋）

（調査のための立入り）

第五條 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前條の調査のためにやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項の規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

（立入検査）

第十一條 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第七條第一項、第八條第一項又は前條第一項若しくは第二項の規定による権限を行なうために必要がある場合には、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地における急傾斜地崩壊防止工事若しくは制限行為の状況を検査することができる。

2 第五條第五項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（土地の立入り等）

第十七條 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、都道府県営工事のためにやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 第五條第二項から第十項までの規定は、前項の場合について準用する。

備考 用紙の大きさは、縦8センチメートル、横14センチメートルとすること。

様式第2号

急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書

職 氏 名 殿

下記のとおり急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の規定による許可を受けたいので申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

記

行為の場所	市 町 大字 字 郡 村
行為の目的	
行為の内容	
行為の対象となる土地の面積又は物件の数量	
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
その他必要な事項	

備考 用紙の大きさは、B列5号とすること。

様式第3号

急傾斜地崩壊危険区域内行為変更許可申請書

職 氏 名 殿

年 月 日付鳥取県指令 第 号で許可のあつた急傾斜地

崩壊危険区域内の行為について下記のとおり変更の許可を受けたいので、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則第3条第3項の規定により申請します。

住 所

氏 名

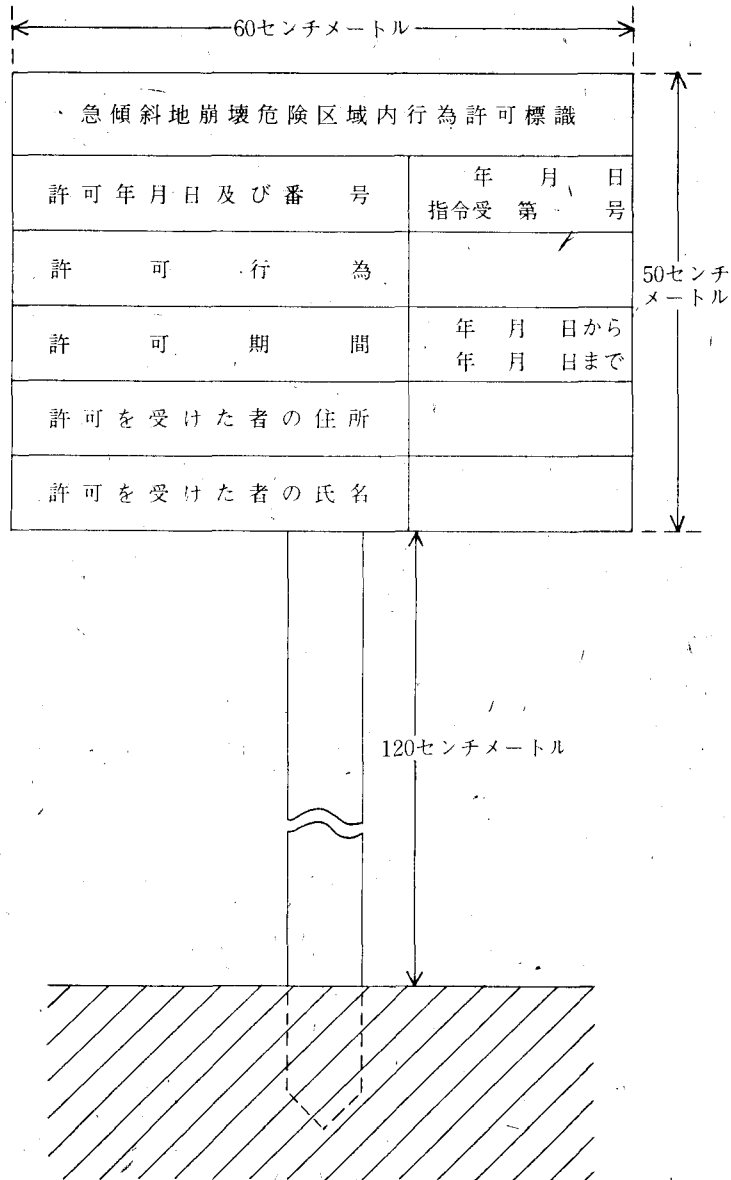
印

記

変更しようとする事項	
変更しようとする理由	

備考 用紙の大きさは、B列5号とすること。

様式第4号



様式第5号

急傾斜地崩壊危険区域内行為着手届

職 氏 名 殿

下記のとおり急傾斜地崩壊危険区域内において急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
第7条第1項第 号に掲げる行為に着手しているので、同法同条第3項の規定によりお届けしま
す。

年 月 日

住 所

氏 名



記

行 為 の 場 所	市 町 村	大 字	字
行 為 の 目 的			
行 為 の 内 容			
行為の対象となる 土地の面積又は物 件の数量			
行 為 の 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
その他必要な事項			

備考 用紙の大きさは、B列5号とすること。

様式第6号

急傾斜地崩壊危険区域内行為着手変更届

職 氏 名 殿

年 月 日付で届け出た急傾斜地崩壊危険区域内において着手している

急傾斜地崩壊危険区域内における行為について下記のとおり変更するので、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則第5条第3項の規定によりお届けします。

年 月 日

住 所

氏 名



記

変更しようとする事項	
変更しようとする理由	

備考 用紙の大きさは、B列5号とすること。

様式第7号

急傾斜地崩壊防止工事施行届

職 氏 名 殿

下記のとおり急傾斜地崩壊防止工事を施行したいので、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第13条第1項の規定によりお届けします。

年 月 日

住 所 -

氏 名



記

工 事 の 場 所	市 町 大字 字 郡 村
工 事 の 内 容	
施 工 面 積	
工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名	
概 算 工 事 費	
そ の 他 必 要 な 事 項	

備考 用紙の大きさは、B列5号とすること。

様式第8号

急傾斜地崩壊防止工事変更届

職 氏 名 殿

年 月 日付けで届け出た急傾斜地崩壊防止工事について下記のとおり変更するので、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則第6条第3項の規定によりお届けします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

記

変更しようとする事項	
変更しようとする理由	

備考 用紙の大きさは、B列5号とすること。

様式第9号

急傾斜地崩壊危険区域内行為(工事)完了届

職 氏 名 殿

下記のとおり行為(工事)を完了したので、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則第7条の規定によりお届けします。

年 月 日

住 所

氏 名



記

許可年月日及び番号又は届出年月日	年 月 日 年 月 日	鳥取県指令 第 号 届 出
行為(工事)の場所	市 町 村 郡 村	大字 字
行為(工事)の内容		
行為(工事)の期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
その他必要な事項		

備考 用紙の大きさは、B列5号とすること。